

## ○西宮市消費生活センター登録団体要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、西宮市消費生活センター条例施行規則（平成12年西宮市規則第56号。以下「規則」という。）第3条の規定による西宮市消費生活センターへの登録に関して必要な事項を定める。

(登録の承認)

**第2条** 登録団体として申請しようとする者は、センター団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 会則の写し
- (2) 会員及び役員名簿
- (3) 収支及び事業概要を記載した書面
- (4) 前3号に定めるもののほか活動内容の参考となる資料

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、規則第3条第1項に規定する要件を満たしていると認めるときは、登録団体として承認し、センター団体登録承認書（様式第2号）により、当該団体にその旨通知するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 規則第3条第1項に規定する登録の要件を欠いたとき。
- (2) センター団体登録申請書の記載内容又は第1項に規定する添付書類の記載事項に虚偽の記載があったとき。
- (3) 条例、規則及びこの要綱に違反したとき。

(活動・運営方針等)

**第3条** 登録団体は、条例第1条の設置目的を達成するために、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動成果を広く市民へ情報提供すること。
- (2) 学習活動を通じて仲間づくりと地域におけるネットワーク化を図ること。
- (3) 講演会、消費生活展その他のセンター事業に積極的に参加すること。
- (4) 団体の運営については、会員の相互の学習を基本とし、会員の総意により民主的に行うこと。

(有効期間)

**第4条** 登録の有効期間は、毎年6月1日から翌年5月末日までとする。

2 登録団体としての申請をした者が前項に規定する期間の途中で登録の承認を得た場合の当該登録の有効期間は、登録の承認を得た日からその日以後最初の5月末日までとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成13年4月23日から実施する。
- 2 登録申請については、開館日前においても準備行為を行うことができる。
- 3 この要綱は、平成28年4月15日から実施する。